

令和8年3月30日付け公告の内容

県営細野排水機場地区土地改良事業（農業用排水施設）を施行申請するにあたり、土地改良法第85条の3第4項の規定に基づき、関係市町村長と協議をするので、同法第85条第6項の規定により公告する。

なお、同法施行規則第57条の2の2第2項に規定する事項は、次のとおりとする。

令和8年3月30日

吉田用水土地改良区

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営細野排水機場地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の概要
- 2 縦覧の期間
令和8年3月30日から令和8年4月24日まで
- 3 縦覧の場所
常総市役所のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法
当該事業計画の概要に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見ある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。
- 5 意見書の提出先
〒303-8501
常総市水海道諏訪町3222番地3
常総市役所農業政策課